

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 三島眼科医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1716 番地 6

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 年 3 月 22 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 4 月 1 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	三島眼科医院	長崎県東彼杵郡東彼杵町 1716 番地 6	一般病床 11 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）
該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 7 月 23 日 令和 3 年度決算の決定

理事、監事の選任

令和 5 年 3 月 25 日 理事の辞任及び後任者選任

監事の辞任及び後任者選任

令和 5 年 5 月 31 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 三島眼科医院
 所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1716番地6

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和 5年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	193,090	I 流動負債	15,961
II 固定資産	304,459	II 固定負債	213,766
1 有形固定資産	277,203	負債合計	229,727
2 無形固定資産	2,560	純資産の部	
3 その他の資産	24,696	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	257,822
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	267,822
資産合計	497,549	負債・純資産合計	497,549

法人名 医療法人 三島眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1716番地6

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 6月 1日 至 令和 5年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	332,256
2 事業費用	349,339
本来業務事業損失	17,083
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	5,007
III 事業外費用	1,949
経常損失	14,025
IV 特別利益	2,915
V 特別損失	0
税引前当期純損失	11,110
法人税等	71
当期純損失	11,181

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 三島眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1716番地6

財 産 目 録

(令和 5年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	497,549 千円
2. 負 債 額	229,727 千円
3. 純 資 産 額	267,822 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	193,090
B 固 定 資 産	304,459
C 資 産 合 計 (A+B)	497,549
D 負 債 合 計	229,727
E 純 資 産 (C-D)	267,822

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 三島眼科医院
理事長 三島 一晃 殿

私は、医療法人 三島眼科医院の令和 4 会計年度（令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 7 月 17 日

医療法人 三島眼科医院

監事 岸川 勇